

[別紙1]

鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

- 交付申請時期は、計画承認時に通知します。
- 交付申請書は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

- 交付決定通知は、交付を申請してから原則30日以内に行います。

3. 事業開始

- ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

- ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出(完了等から20日以内又は4月5日のいずれか早い方)

- 実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

支払い方法、支払時期等は下記問い合わせ先にご相談ください。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県農林水産部経営支援課担い手育成担当
住所:鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話:(0857)-26-7269
メール:keieishien@pref.tottori.lg.jp